

# 介護保険だより

## ○介護保険施設における負担限度額の一部が変更されます

食費および居住費の負担限度額の見直しが行われ、8月1日から変更されます。

**対** 介護保険施設の利用者で所得の状況および預貯金等の資産の状況が、下記の条件に当てはまる人

**問** 長寿介護課 介護保険係(☎95-0122)

### ●所得の状況

利用者負担段階	所得の状況
第1段階	・市民税が世帯全員非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人
第2段階	・市民税が世帯全員非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額(障害年金、遺族年金)の合計が80万円以下の人
第3段階①	・市民税が世帯全員非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額(障害年金、遺族年金)の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階②	・市民税が世帯全員非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額(障害年金、遺族年金)の合計が120万円を超える人

※世帯分離している配偶者または内縁関係の者も市民税非課税であること。

### ●預貯金等の資産の状況

預貯金等の額が、第1段階は単身1,000万円(夫婦2,000万円)、第2段階は単身650万円(夫婦1,650万円)、第3段階①は単身550万円(夫婦1,550万円)、第3段階②は単身500万円(夫婦1,500万円)以下であること。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の額が単身1,000万円(夫婦2,000万円)以下であること。

## 食費および居住費(滞在費)の標準費用額および負担限度額(令和3年8月1日～)

(単位:円)

利用者負担段階	居住費(滞在費)			食費		負担限度額合計	
	居室環境	標準費用額	負担限度額	標準費用額	負担限度額		
第1段階	ユニット型個室	2,006	820	1,445	300	1,120	
	ユニット型個室的多床室	1,668	490			790	
	従来型個室	特養等	1,171			320	620
		老健・療養等	1,668			490	790
	多床室	特養等	855			0	300
		老健・療養等	377			0	300
第2段階	ユニット型個室	2,006	820	1,445	390 【600】	1,210【1,420】	
	ユニット型個室的多床室	1,668	490			880【1,090】	
	従来型個室	特養等	1,171			420	810【1,020】
		老健・療養等	1,668			490	880【1,020】
	多床室	特養等	855			370	760【970】
		老健・療養等	377			370	760【970】
第3段階①	ユニット型個室	2,006	1,310	1,445	650 【1,000】	1,960【2,310】	
	ユニット型個室的多床室	1,668	1,310			1,960【2,310】	
	従来型個室	特養等	1,171			820	1,470【1,820】
		老健・療養等	1,668			1,310	1,960【2,310】
	多床室	特養等	855			370	1,020【1,370】
		老健・療養等	377			370	1,020【1,370】
第3段階②	ユニット型個室	2,006	1,310	1,445	1,360 【1,300】	2,670【2,610】	
	ユニット型個室的多床室	1,668	1,310			2,670【2,610】	
	従来型個室	特養等	1,171			820	2,180【2,120】
		老健・療養等	1,668			1,310	2,670【2,610】
	多床室	特養等	855			370	1,730【1,670】
		老健・療養等	377			370	1,730【1,670】

特養等…介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム・短期入所生活介護)

老健・療養等…介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設(短期入所療養介護)

※【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。 \_\_\_\_部分は、今回の変更点です。



## ○介護保険料(65歳以上)の一部が変更されます

介護保険事業計画の見直しに伴い、住民税非課税世帯の令和3年度介護保険料が軽減されます。軽減の対象者は介護保険料の所得段階が第1～第3段階の人です。

なお、介護保険料額は、7月中旬にお送りする通知書でお知らせする予定です。

保険料段階	令和2年度保険料	令和3年度保険料
第1段階	13,900円	11,100円
第2段階	25,100円	22,300円
第3段階	36,200円	33,400円

(第4段階から第12段階は対象外)

## ○介護保険の減免制度について

次の要件に該当する人は減免の対象となります。

※各減免制度等の詳細は、長寿介護課介護保険係にお問合せいただくか、市ホームページをご確認ください。

●保険料が第1・2段階の人で、次の要件の全てに該当する人は、納付額の4分の1に相当する額を減免します。

- ・世帯全員の前年収入(遺族年金、障害年金、失業給付、仕送り等含む。)の合計が独居で150万円(世帯員1人増す毎に50万円を加算)以下であること。
- ・世帯全員の預貯金の合計が独居で200万円(2人以上の世帯は250万円)以下であること。
- ・世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用する資産を有しないこと。
- ・市民税課税者の扶養または援助を受けていないこと。

▼受付 7月16日(金)から

▼申請に必要なもの

- ・預貯金等の全ての通帳(令和2年1月1日から現在までの記帳のあるもの)
- ・印鑑(認印で可)
- ・年金収入等の分かるもの、医療保険証

●新型コロナウイルス感染症に伴う減免

次の要件に該当する人は減免の対象になります。

①保険料を全額免除

新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人

②保険料の一部を免除

新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で一定の条件を満たす人

## ○介護保険サービス利用者負担の軽減・高額介護サービス費の支給申請について

### 【介護保険サービス利用者負担の軽減について】

次の要件に該当する人は軽減の対象になり、介護保険の在宅サービス(一部を除く)を利用した時の利用者負担額が2分の1になります。

▼要件

- ・世帯全員の前年収入(遺族年金、障害年金、失業給付、仕送り等含む。)の合計が独居で150万円(世帯員1人増すごとに50万円を加算)以下であること。
- ・預貯金が独居で350万円(2人以上の世帯は450万円)以下であること。
- ・世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用する資産を有していないこと。
- ・市民税課税者の扶養または援助を受けていないこと。

※ただし、生活保護受給者、世帯員に市民税未申告者または介護保険料滞納者がいる場合および生計同一者が市民税課税者である場合を除きます。

▼申請に必要なもの

- ・預貯金等のすべての通帳(令和2年1月1日から現在までの記帳のあるもの)
- ・年金収入等の分かるもの
- ・医療保険証

### 【高額介護サービス費の支給申請について】

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは申請により超えた分が高額介護サービス費等として後から支給されます。対象者には毎月の利用実績に基づいて市役所から申請書をお送りしますので、記入のうえ申請してください。

なお、令和3年8月利用分から現役並み所得者が細分化されます。

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得者 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)

令和3年8月から

区分	限度額
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万円以上	93,000円(世帯)
年収約1,160万円未満	44,400円(世帯)
年収約383万円以上	
年収約770万円未満	

